

第2回寒川町子ども・子育て会議 会議次第

日 時 平成28年2月17日（水）

午後2時から

場 所 東分庁舎2階第3会議室

1. 開 会

2. 議題

- （1）寒川町子ども・子育て支援事業計画に定める事業の平成28年度
取り組み予定について 資料 1
 - ①利用者支援事業について
 - ②保育所における一時預かり事業について
 - ③放課後児童健全育成事業について
- （2）県内における地域限定保育士制度に伴う条例改正について
資料 2
- （3）地域型保育施設の認可事務に伴う意見聴取について
- （4）寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会の進捗状況について
資料 3
- （5）その他

3. 閉 会

① 利用者支援事業について

保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て情報を集約し、保護者等からの利用相談に対して、その家庭が必要とする子育て支援情報の提供を行う事業。

子育てコーディネーター 2名を子ども青少年課窓口配置
月～金 9：00～16：00

活動状況（H28.1月まで）

- 訪問・出向 238件
子育てひろば、巡回ひろば、健診、施設等
- 相談 158件
- 会議等への参加 15件
- 施設連絡会
- 寒川子育て通信の発行・・・別紙参考
- 【その他】NP（子育て支援プログラム）の開催

H28年度の体制

② 保育所における一時預かり事業について

日ごろ保育所を利用していない家庭において、突発的な事情等により、一時的に児童を預けることができる事業。

○H27年度 寒川湘南保育園で実施

○H28年度 さむかわ保育園、旭保育園、一之宮愛児園で実施予定

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について

保護者が仕事などで昼間、家にいない小学生に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業。

○南小学校区児童クラブ

現状

星の子クラブ…校舎内ふれあいホール等で活動 入所児童45名（定員45名）

28年度～

星の子クラブ …専用施設に移転 定員30名

おひさまクラブ…専用施設に新設 定員40名

○現在の児童クラブ定員数合計187名→28年度定員数合計212名

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

1 改正の背景

待機児童を解消するうえで保育士確保は喫緊の課題であり、神奈川県全域が国家戦略特区に指定されていることから「国家戦略特別区域限定保育士事業」を実施するため、以下の国の基準のうち保育士の定義に「国家戦略特別区域限定保育士」を追加する一部改正が行われた。

- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正

2 改正の内容

国の基準が改正されたことにより、寒川町の条例についても、保育士の定義に「国家戦略特別区域限定保育士」を追加する一部改正を行う。

- ・寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (職員) 第23条 (略) 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士 _____ _____又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) (略) 3 (略)	～ 略 ～ (職員) 第23条 (略) 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士<u>若しくは神奈川県</u><u>の区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>(以下これらを「保育士」という。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) (略) 3 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

1 改正の背景

「国家戦略特別区域限定保育士」が創設されたこと、また、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を行う「義務教育学校」が創設されることに伴い、以下の国の基準のうち放課後支援員の資格として「国家戦略特別区域限定保育士」の資格を有する者、「義務教育学校」の教諭となる資格を有する者を追加する一部改正が行われた。

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

2 改正の内容

国の基準が改正されたことにより、寒川町の条例についても、放課後支援員の資格の定義に「国家戦略特別区域限定保育士」及び「義務教育学校」の教諭となる資格を有する者を追加する一部改正を行う。

- ・寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士 _____ の 資 格 _____ を有する者 (2)～(3) (略) (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校 _____、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 (5)～(9) (略) 4・5 (略) ～ 略 ～	～ 略 ～ (職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士又は神奈川県<u>の区域に係る国家戦略特別区域限定保育士</u>の資格を有する者 (2)～(3) (略) (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 (5)～(9) (略) 4・5 (略) ～ 略 ～ <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第4号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。</u>

(4) 寒川町放課後子ども総合プラン運営委員会の進捗状況について

運営委員会の設置目的

子ども・子育て支援事業計画に基づく*放課後子ども総合プラン推進事業の実施に関し必要な事項について協議を行う。

*放課後子ども総合プラン推進事業 とは

全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型（同一小学校内等で児童クラブとふれあい塾の両事業を実施し、全ての児童がふれあい塾の活動プログラムに参加できるもの）を中心とした計画的な整備等を進める事業をいう。

H27 年度

・ 8 / 10 第 1 回運営委員会開催

○ふれあい塾・児童クラブの状況について

○国の放課後子ども総合プランについて

※質疑では委員からふれあい塾と児童クラブの違い、学童保育会の運営方針、モデルケースの紹介等の資料請求。

・ 1 / 21 第 2 回運営委員会開催

○ふれあい塾・児童クラブの現状と課題

両事業内容の対比、活動の流れ（現状）の確認と今後の課題について

○町における放課後子ども総合プラン推進事業の方向性について

既に両事業を同一小学校内で実施し、ふれあい塾に児童クラブ入所児童が参加できる状態であることを活かし、さらなる活動プログラムを展開するため課題を解決し、一体化を進める。

放課後子ども総合プラン運営委員会スケジュールについて

H28 年度 5 回会議を開催予定

事業内容の検討・課題の抽出

課題解決に向けた検討

事業実施に向けた検討

H29 年度 事業実施に向けた検討

事業実施への準備

H30 年度 事業実施